

令和6（2024）年度第4回柏崎市男女共同参画審議会議事録(概要)

日 時 令和7（2025）年2月17日（月）15：00～16：30
会 場 柏崎市上下水道局 第1会議室
出席委員 田村会長、板羽副会長、内橋委員、宮崎委員、関委員、飯田委員、矢島委員、福原委員、柄澤委員 9人
(欠席：片山委員、桑原委員、小竹委員 3人)
事務局 総合企画部人権啓発・男女共同参画室 大塩室長、小林主幹、平田室長代理 3人
議 事 次期柏崎市男女共同参画基本計画の体系案の検討
1 開会

2 開会挨拶（会長）

私が所属しているかしわざき男女共同参画推進市民会議では、これまでに男女共同参画の推進に資するパンフレットを作成し、意識啓発を行っている。この度、育休応援リーフレットを作成した。「取るだけ育休」という、男性が育休を取って家にいるだけの状態は、妻に迷惑を掛けるだけで却って女性が大変だということが話題になったこともある。最近では、男性の育休という短期間の関わりというよりも、定時退社することにより、日々の家庭生活への参加の必要性が言われている。男性に多い長時間労働、働き方改革の一助となるよう、皆様からも作成したリーフレットを活用していただきたい。

3 議事概要

次期男女共同参画基本計画の体系案の検討

（事務局から資料1及び資料2により、基本目標Iについて説明）

議長 基本目標Iに関する提案について、変更箇所やそれ以外でも見直しをした方が
良いなど、意見や質問はあるか。

施策の基本方向「男女共同参画社会」を「ジェンダー平等社会」に修正ということだが、昨今の情勢から適切な変更だと思うが、いかがか。

A委員 様々調べてみたが、今の時代に合っているように思う。目指す将来像、主要施策、施策の基本方針の修正については、提案どおりで良いと思う。また、地域活動から活動をいう言葉を削ったことについても、例えば農林水産業も含めた広い意味で捉えられるので良いと思う。

議長 SDGsの10番のピクトグラムが追加されたようだが、「人や国の不平等をなくそう」という目標がジェンダー平等と結びつくため、追加することで良いと思う。

B委員 10番が入ったこと、そしてジェンダー平等と表記を変更したことを評価する。日本語として仕方がないことだが、男女共同参画というどうしても男が先になるため、ジェンダーとした方が男女の平等感が感じられる。また、地域活動から「活動」を削除したことについても、副会長と同意見である。一点、3の審議会につ

いては、審議会だけでなく、例えば町内会など様々な分野の組織にも求めていくと良いと思う。

A委員 この項目については、毎年度実績を確認しているが、なかなか達成しない。今後も継続して掲げていくには、もう少し広く考えた方が良いのかなど、考えてしまう。

議長 審議会等への女性の参画推進は「政策・方針・意思決定過程への女性の参画拡大」の中にあるため、地域とは少し違う括りになると思う。

事務局 町内会等における女性の参画については、これまでも地域活動の中で進めてきたところである。次期計画においても同様に考えている。

C委員 2の「政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大」だが、審議会とは、意思決定における最終決定機関と考えてよいか。

議長 例えば、男女の計画策定であれば、事務局の提案について審議したものを最終的には議会にも説明すると思うがいかがか。

事務局 議会には承認ではなく報告を行う。審議会は、市が提案する事項について、市民の代表となる委員の皆様から御審議いただき、意見を頂く最高機関となる。

C委員 承知した。審議会等の表記についてはこのとおりでよい。

議長 基本目標Ⅰについては、提案どおり承認とするがよろしいか。

全委員 異議なし。

(事務局から資料1及び資料2により、基本目標Ⅱについて説明)

議長 基本目標Ⅱについて、意見や質問はあるか。

基本目標の「誰もが」という表記については、女性が自信をもって前に出られる時代になってきたことを感じており、修正することでも良いと思うがいかがか。

B委員 9の「女性の就業継続、再就職に向けた支援」、10の「男性の家事・育児・介護等への参画の推進」については、現状の課題を捉えられていると思う。「ワーク・ライフ・バランス」は既に定着しており、その点から基本目標の「誰もが」につながったと理解する。

A委員 11の「仕事と生活の両立ができる職場環境の構築」に関連して、国の事業である「えるぼし」認定について、本市でも認定されている企業があるが、企業に対して取得を促す取組を進めることを考えられないか。

議長 企業努力の部分となり、個別の関与について行政が関わることは難しいのか。

B委員 就職における企業のアピールポイントとなるため、そのことを行政が周知することは施策として考えていく必要があると思う。

議長 これまでも、ハッピー・パートナー企業の登録については、企業に周知してきたところである。

事務局 「えるぼし」は、若い女性が就職の際、企業選定の指標として注目していると聞く。認定企業の半数が東京都所在であり、地方の女性が東京に流れてしまうことにもつながっている。女性から選ばれる企業となるために、本市企業に対して

「えるぼし」認定に関する周知を進めていく必要があると考えている。また、ハッピー・パートナー企業に関しては、登録企業の増加を目標にこれまで取り組んできたところだが、今年度で募集停止となることが本日発表された。そのため、県の作る新たな認定制度についても研究し、「えるぼし」同様、今後取り組む必要のある事業とするか検討したい。

議長 基本目標Ⅱについては、提案どおり承認とするがよろしいか。
全委員 異議なし。

(事務局から資料1及び資料2により、基本目標Ⅲについて説明)

議長 基本目標Ⅲに関する提案について、意見や質問はあるか。

B委員 19の「一人一人の困りごとに応じた支援の強化」だが、「困りごと」を削るか、別の言葉に置き換えた方がよいのではないかと感じた。

議長 現計画の「生活上の困難を抱えるひと」は障害をお持ちの方のようにも受け止められるが、「一人一人」に修正することで対象の広がりを感じる。

B委員 一人一人のストレスを取り除いてあげるとのことだと思うが、文言のバランスが気になっている。

議長 事務局は県の計画を参考にされたということで、あまり差があってもいけないと思うが、皆さんいかがか。

D委員 現計画の施策の方向において取り組んでいる事業としては、ひとり親家庭や困窮家庭への支援であり、現在の課題としては色々な家庭があり、そこに支援していくということだと思う。

議長 従来のもものと次につながる施策を考えたとき、生活困窮者等、対象になると予想されるものに対してふさわしいかという視点ではいかがか。生活上の困難のほかに精神的な課題に対する支援も含まれると思う。

一人一人というと対象が広がりすぎるような気がするが、「困りごとに応じた」が入ることで困っている人たちが対象になることが分かりやすくなるようにも感じる。

D委員 実際に困ったとき、自分でも支援が受けられるという、ハードルが低くなる印象であり、支援の受けやすさが増すように感じる。言葉が不足するようであれば、今後検討していく施策において補完することでいかがか。

A委員 具体的な事業として今後、検討されるという思いを込めて、施策の基本方向については、提案どおりで良いと思う。

議長 基本目標Ⅲに関連する項目については、事務局提案のとおり承認させていただくことでよろしいか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、本日の議事はこれで終了したい。

4 その他

- ・令和6（2024）年12月17日開催の第3回審議会において提案し、承認いただいた次期計画名称の「第6次柏崎市男女共同参画基本計画」については、これまで策定した計画（プラン）の策定の考え方を整理し、男女共同参画基本法に基づいて策定した計画のみをカウントすることとして「第5次柏崎市男女共同参画基本計画」に修正変更することで改めて承認いただいた。
- ・事務局から、任期終了に伴う再任への御協力をお願いした。

5 閉会（副会長）

柏崎市男女共同参画プラン、男女共同参画市民会議等、柏崎市においても男女共同参画の歴史がある。審議会も同様であるが、今年度をもって今期委員の任期は終了となる。これまでの御協力に感謝するとともに、来年度は計画策定の年度となることから、皆様から再度委員をお引き受けいただき、経験を活かした会議運営となるようお力添えをいただきたい。